

告示

埼玉県告示第百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
板倉歯科医院	三 所沢市宮本町二丁目二〇―	令和七年一月一日